年　　　月

マイナンバー制度に伴うお知らせ

　　　　会社名

　　　　代表者名

マイナンバーとは住民票を持つ国民全員に一人ずつ付与され、税、社会保障、災害対策といった分野に利用されます。

このみなさんのマイナンバーを記録された「通知カード」又は個人番号カード（マイナンバーカード）の配布が行われています。

みなさんのマイナンバーは、会社が行う社会保険や税務処理で利用する必要があり、社会保険や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは法令で定められた義務となっています。

入社時にはみなさんのマイナンバーについての利用目的を示した上で、個人番号カードの写しを会社に提出していただきますのでスムーズな提供にご協力ください。